

令和2年 9月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和2年9月18日 午後3時00分 日光市役所東庁舎 第3・4会議室

出席農業委員 11名
1番 福田 絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 淵 勝

欠席農業委員 なし

出席推進委員 18名
12番 川村 耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳
16番 加藤英利 17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武
20番 神山順治 21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清
24番 福田正文 25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子
30番 神山隆治 31番 福田吉男

欠席推進委員 32番 阿久津正信

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第22号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第23号 農地法第18条(通知)について
- 第5 推薦第7号 日光市都市計画審議会委員の推薦について
- 第6 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第54号 非農地証明願について
- 第9 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、農地利用最適化推進委員の阿久津正信委員から欠席する旨の申出があり、農地利用最適化推進委員につきましては、19名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和2年9月 日光市農業委員会総会を開会いたします。冒頭、大変皆さん1時間ほど時間をいただいております。総会の中で

しっかり審議をして行きたいと思っておりますので、ぜひ忌憚りの無いご意見をお願いしたいと思います。

沼尾洋克事務局長
星 一 徳 議 長

それでは、本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。
(議事日程を朗読)

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思っております。6番江連一彦委員、7番田井哲委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては本日1日限りとすることに決めます。それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

総会資料1ページとなります。報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年8月20日。許可日および指令番号につきましては、令和2年8月20日、日農委指令第5-24号及び25号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第4、報告第23号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹お願いします。

大 島 尚 美 副 主 幹

報告第23号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は2ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。今月は1件で利用権の解約になり、日光市農業公社扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第5、推薦第7号「日光市都市計画審議会委員の推薦について」を議題

といたします。事務局の説明を求めます。

(赤松規子主幹挙手)

赤松規子主幹

はい、赤松主幹。

推薦第7号「日光市都市計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料3ページをお開きください。日光市都市計画審議会委員について、委員1名の推薦を求めるもので、任期は2年間となっております。日光市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2に基づき、その権限に属させられた事項を調査・審議させるため、日光市都市計画審議会条例による市長の諮問機関として設置されているもので、都市計画に関する事項を調査・審議するものです。以上になります。

星一徳議長

事務局の説明が終わりました。この委員の推薦についてはどのような方法で選任すればよろしいかお諮りいたします。

(青木渡農業委員挙手)

青木渡農業委員

はい、青木渡農業委員。

星一徳議長

議長一任でお願いします。

ただいま、議長一任という事ではありますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

それでは異議がないようですので、日光市都市計画審議会委員には、高橋和子委員にお願い致したいと思っております。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、推薦第7号「日光市都市計画審議会委員の推薦について」は、高橋和子委員を推薦することに決しました。

星一徳議長

続きまして、日程第6、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は意見要請活動部会が担当しております。江連部会長から全体の説明をお願いいたします。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

はい、江連一彦部会長。

今月の現地調査は、意見要請活動部会が9月16日に2班体制で行いました。担当いたしました。第1班は川村耕一委員、加藤英利委員、星会長、事務局からは赤松係長、川村主任であります。第2班は高橋和子副部会長、福田正文委員、高村充委員、神山隆治委員、事務局からは沼尾事務局長、大島副主幹であります。今月の案件は3条申請1件、5条申請4件、非農地証明1件、合計6件であります。担当については、3条申請、総会資料4ページになりますが、議案第52号の1番が川村耕一委員、5条申請、5ページですが議案第53号の1番を神山隆治委員、2番が福田正文委員、3番が川村耕一委員、4番が加藤英利委員であります。6ページの議案第54号、非農地証明願の1番が神山隆治委員であります。

星一徳議長

それでは、第3条の1番について審議を進めてまいります。農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、11番増淵勝委員の退席を求めます。

(増淵勝農業委員退席 午後3時8分)

星一徳議長

それでは、担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

川村耕一推進委員

はい、川村耕一推進委員。

私は議案第52号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は

申請のとおりです。位置図による説明ですが、申請地は日光市森友地内、下森友交差点から北東へ約600メートルに位置した場所です。下森友交差点から国道119号線を南東に300メートルほど進み、左折して北東に約300メートル、南東に100メートルほど進んだ右手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目は畑、現況は田です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稲・トマトなどを作付けしております。農地取得後も水稲の栽培を行う予定です。利用権はありません。写真による説明ですが、平面ではよくわかりませんが、こちらは星会長がドローンを使って上から撮影した写真なので全体が良くわかります。農地法第3条第2項に該当しないため許可相当と考えます。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副部会長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋和子副部会長。

高橋和子農業委員

譲受人はしっかりと農地を管理していて何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

増淵委員の着席を許可いたします。

(増淵勝農業委員着席 午後3時16分)

星 一 徳 議 長

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時16分 ~ 午後3時38分)

星 一 徳 議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治推進委員挙手)

はい、神山隆治推進委員。

神山隆治推進委員

私は、議案第53号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市木和田島地内におきまして、土地の交換により車庫として転用する案件です。位置図ですが、木和田島交差点から北へ約360メートルに位置します。木和田島交差点から今市方面へ350メートル進み、左折して60メートルほど進んだ右手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は西側と北側は譲渡人所有の畑、東側は宅地、南側は道路です。現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。譲受人は道路を挟んだ反対側の所に住んでおり、自家用車の車庫として利用したく申請するものです。木造・合板屋根で敷地内に車庫を

設けます。給水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。現状のまま使用するため事業費はかかりません。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。事務局から補足があればお願いします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

実は現在すでに車庫が建っている状況ですが、当時譲渡人が3条でこの車庫を含めた広い1枚の農地を購入した時点で車庫が建っていたそうです。その頃は農地法改正前であったため、農業委員及び事務局は3条申請の現地調査を行っていなかった時期でした。そのため、ここに車庫があるとわからない状態で売買が済まされていました。

星 一 徳 議 長

そのような経緯があるそうです。それでは、現地調査後の検討及び協議の結果について副部長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高 橋 和 子 農 業 委 員

農地法改正前との事ですので、「許可止むなし」という事部会の見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増 淵 勝 農 業 委 員

交換と書いてありますが何の交換になりますか。何処を交換するのですか。

(川村光代主任挙手)

星 一 徳 議 長

川村主任。

川 村 光 代 主 任

はい、場所は今回分筆したようで、本当に小さい7平米くらいの農地以外の土地と交換になります。今回交換するもう一つの土地は農地法に触れないので申請は上がってきておりません。

星 一 徳 議 長

ほかにご質問等がありましたらお受けいたします。旧法ですね。農地に物が建っている筈が無いという解釈の法律の時です。そのため基本的に3条の時は現地を見ていなかったという事情があったわけです。よろしいですか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条の番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号1番については原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、5条番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(福田正文推進委員挙手)

はい、福田正文推進委員。

福 田 正 文 推 進 委 員

私は、議案第53号の2番を担当いたしました。本申請は日光市小倉地内において、賃貸借により赤玉土・鹿沼土採取を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。JR文挾駅から南へ約2キロメートルに位置します。案内図ですが、文挾駅から例幣使街道を鹿沼方面に進み、1.8キロメートルほどの所を右折したところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。東側及び西側が水路、南側が田、北側が道路です。現

地には譲渡人と土石採取業者の方が立ち会い、杭打ちがしてありました。申請理由ですが、鹿沼市内に事業所を置く、鹿沼土及び赤玉土の採取・販売を行う業者です。申請地の掘削計画であります。日光街道杉並木の保護区域になっている関係上、道路境界から20メートルまでの区間が事業出来ないため、この部分を掘削いたします。まず表土を50センチメートルほど除去した後、地下4メートルの間に存在する赤玉土及び鹿沼土を採取する計画です。防災面については、隣地との保安距離1メートルから2メートルを十分確保し、周囲には防護柵を設置するとともに、採取に当たっては保安角度45度を遵守する計画です。運搬に関しては手前に鉄板を敷き、車両の安全を確保するとともに例幣使街道が土で汚れないよう保護しながら運搬する予定です。掘削終了後の埋め戻しについては、栃木市内の業者から埋め戻し用の土を購入するとして売買契約書が添付されております。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。事務局から前回、前々回の業者の執行状況を説明願います。

(川村光代主任挙手)

川村主任。

川 村 光 代 主 任

前々回は日光市ではなく、鹿沼市で許可を受けました。平成31年10月、これは埋め戻しが100パーセント完了しております。前回は令和元年10月に日光市小倉で許可を受けた案件です。現地調査をした結果、今日位には100パーセント埋め戻しが終わっているだろうとの事でした。以上です。

星 一 徳 議 長

現地調査後の検討・協議の結果について副部長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高 橋 和 子 農 業 委 員

通路には全て鉄板を敷くという事で、周りに及ぼす影響は無いと思われ許可相当との部会の見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、5条番号3番について担当委員の報告を求めます。

(高村充推進委員挙手)

はい、高村委員。

高 村 充 推 進 委 員

私は、議案第53号の3番を担当いたしました。本申請は日光市小代地内において太陽光発電設備を目的とした5条申請です。落合中学校から南へ約400メートルに位置します。落合中学校を小代方面に200メートル進んだ所を左折し、350メートル行った所が申請地です。登記簿地目及び現況は畑です。周囲の状況は東側と南側が道路、西側が山林、北側は畑です。現地には譲受人と行政書士が立ち会いました。申請地は既に太陽光発電施設が出来ていました。周りはフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透といたします。周りに農地も無く長期間耕作していないため、土地の有効利用の観点から太陽光発電設備として利

用したく申請するものです。以上の事から始末書が添付されております。周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連部会長。

江連一彦農業委員

ただいまの説明のとおり、現地には太陽光発電施設が完成していました。部会の中で審議しましたが、この件は事前着工・完成をしているため難しく、部会では判断が付かないという事で継続審議として委員の皆さんに審議していただきたいという事になりました。宜しくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ただいま部会長から説明がありました。審議方法など幅広く意見がありましたら委員の方から発言をお願いいたします。考え方として、物が出来ているのは分かりますが、現場調査に行つてこの状態で設備が出来ている事に対し納得のいく説明がなかったため、県内・全国レベルで事例を研究する時間をいただき検討する時間を取つてから採決に入つて行きたいと考えています。ご理解の中での話ですが、推進委員の方からも自由に発言していただきたいと思います。

(加藤英利推進委員挙手)

加藤英利推進委員

審議を先延ばしにする事は出来るのですか。また前例はあるのですか。

星 一 徳 議 長

判断が出来ない場合は、何回か農業委員会として先延ばしにしてきました。今まで3～4回はあったと思います。追加の説明を受けなくては判断できない事案や追加書類を出させて確認する事案など調査の期間を貰う事は出来ます。過去もそのような対応をした事案がありました。

(加藤英利推進委員挙手)

加藤英利推進委員

はい、加藤英利委員。

星 一 徳 議 長

先延ばしの期限はあるのですか。

一応期限は1か月です。その間は売電も何も出来ません。それは事務局に確認させます。止めておくように指導している中、売電していたら不許可にする要件が出てきます。期限としては一か月ほど期間を取り来月再度審議させていただきます。ただいま部会長から発言がありましたが、まだ判断するには資料が足りないためもう少し調べたいという事で宜しいですか。この件について何かありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

田井哲農業委員

考証部会から本件に関して何かございますか。

星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条の番号3番につきまして、今申し上げましたとおり資料の再請求等もございまして『継続審査』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号3番は『継続審査』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(加藤英利推進委員挙手)

加藤英利推進委員

はい、加藤委員。

私は、議案第53号の4番を担当いたしました。本申請は日光市細尾町地内において売買によりキャンプ場を目的とした5条申請です。申請地は細尾町交差点から南西約700メートルに位置します。清滝バイパスを進み細尾大谷橋交差点を左折し細尾町交差点を右折して700メートル進み左折した所が申請

地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の現況は西側が歩道、北側が譲渡人の宅地、東側が宅地、南側は一級河川左沢川です。申請地を従業員の休息を目的としたキャンプ場として利用したく申請するもので、行政書士が立ち会いました。申請地と隣接する土地と一体で利用し、3区画のキャンプ場とレクリエーション広場を設ける計画です。当日はドローンを使って調査するという事で●●新聞の記者が取材に来ました。申請地が広く分かりにくいのですがドローンで上空から撮った映像がありますので全体的な申請地はこちらの画像をご覧ください。雨水は敷地内砂利敷として敷地内浸透処理します。汚水・雑排水・給水はありません。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

譲受人の会社の従業員用キャンプ場という事で周りに及ぼす影響はないと思われるので、許可相当との部会の統一見解です。ご審議の程宜しく願いいたします。

それでは、意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

星 一 徳 議 長

考証部会から本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条番号4番につきまして、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第8、議案第54号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治推進委員挙手)

はい、神山隆治推進委員。

神山隆治推進委員

私は、議案第54号の1番を担当いたしました。本申請は日光市明神地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明ですが、願出地は、明神地内落合西小学校から東へ約550メートルの場所に位置します。落合西小学校から市道を東へ約550メートル進んだ左手が願出地です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側と北側は宅地、西側と南側は道路です。願出地は、昭和60年頃に道路拡張により一部残地として残りましたが、宅地への進入路及び住宅敷地の一部として利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので20年以上経過しております。証明することに問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副部長から報告願います。

(高橋和子副部長挙手)

はい、高橋委員。

高橋和子農業委員

宅地への進入路等として使用していたという事で何ら問題ないと考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の皆様方のご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。非農地番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、非農地番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第9、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島尚美副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹

議案第55号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転及び利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は7ページから9ページまでになります。今月の所有権移転の件数は3件で、面積合計は17筆で20,411平米です。譲渡人・譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に利用権設定の案件ですが、総会資料は10から11ページまでになります。件数は4件で面積合計は6筆で40,307平米となります。内訳は全て新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。この件について委員の皆様からご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第55号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年9月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 35 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員